

## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳情8第9号	受理年月日	令和8年2月3日
件 名	「ジェノサイド条約」の批准に関する陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>日本国憲法前文には、「全世界の国々が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利をもつ」と明記されています。しかし現在、この原則を踏みこじる深刻な事態が、世界各地で進行しています。</p> <p>パレスチナ・ガザ地区では、2023年10月以降、7万1000人を超えるパレスチナ人の命が奪われ、ガザ保健省は、死者の半数以上が子どもや女性であると報告しています。病院や避難所、医療従事者やジャーナリストまでもが攻撃対象とされ、食料・医薬品・水など生活必需品も不足しているなか、冬の豪雨による洪水や厳しい寒さに襲われ、住民は極度の困難と生存の危機に直面しています。ガザ地区での人道危機について、国連や国際人権団体は相次いで警告を発し、国際ジェノサイド研究者協会（IAGS）は、イスラエルの行為が「ジェノサイド条約」に定義される犯罪に該当すると認定した決議文を採択しました。</p> <p>また、ロシアによるウクライナ侵攻においても、民間人への攻撃や子どもの強制移送が問題となり、国際刑事裁判所（ICC）は、戦争犯罪での訴追に踏み切っています。</p> <p>1948年に国連で採択された「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」は、そのような行為の防止と処罰を国際法上の義務とする枠組みであり、すでに153か国が批准しています。G7およびOECD加盟国においても、日本を除くすべての国が批准しています。日本が未だ同条約を批准していないことは、人権と国際法の尊重を掲げる国として大きな矛盾であり、早急な是正が求められます。</p> <p>目黒区は「平和と人権・多様性の尊重」を区政運営方針の一つに掲げています。この理念を改めて確認するという意味でも、国際的な人権課題に対して地方自治体として意思を示すことは、極めて意義深いと考えます。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>日本政府に対し、「ジェノサイド条約」の早期批准を求める意見書を提出してください。</p>			